

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和元年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金27,351円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成31年3月10日

(2) 事故発生場所

鳥取市湖山町北三丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道鳥取空港布勢線を普通乗用自動車で行中、沿道の店舗の

駐車場に入ろうとした際、歩道から浮き上がっていた舗装用ブロックに接触し、同
車両が破損したものである。